

## 取消しの効果 宅建 H29-02-4 ≪#476≫

【問】 正誤をつけよ。

AがBに丁土地を売却したが、AがBの強迫を理由に売買契約を取り消した場合、丁土地の所有権はAに復帰し、初めからBに移転しなかったことになる。

【答え】 正しい

### ≪ポイント≫ 取消しの効果

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。（民法 121 条）

### ≪補講≫ 原状回復の義務

無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。（民法 121 条の 2 第 1 項）

⇒ 「無効な行為」には、取り消すことができる行為が取り消されたことにより無効とされる場合も含む